

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画本城東中島地区地区計画を次のように変更する。

名 称		本城東中島地区地区計画		
位 置		北九州市八幡西区御開二丁目地内		
面 積		約6.5ha		
地区計画の目標		<p>当地区は、JR折尾駅の北東約4キロメートルに位置し、北九州市ルネッサンス構想に基づく洞海湾産業・住宅複合ゾーンに当たる。</p> <p>当地区において、現在、製品加工型産業(板ガラス)が稼働し、良好な工業地が形成されているが、建築物の用途制限により適正かつ合理的な土地利用の保持と公害のない工業地としての良好な地域環境の形成及び保全を目標とする。</p>		
全 区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 護	土地利用の方針	適正な緑地を備えた良好な工業地の形成と保持を図る。		
	地区施設の整備の方針	道路及び隣地に面した部分には、周辺環境を考慮した緑地を配置する。		
	建築物等の整備の方針	建築物等の用途の混在による環境悪化を防止するため、風俗営業施設等の制限を行う。		
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	緑 地	緑地A	約 1,815㎡
			緑地B	約 1,296㎡
			緑地C	約 5,402㎡
			緑地D	約 3,500㎡
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅又は共同住宅 2 ホテル又は旅館 3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 4 飲食店又は喫茶店 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 	

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

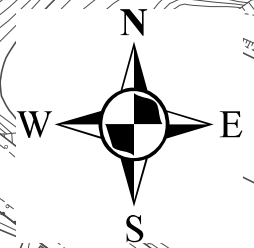
理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

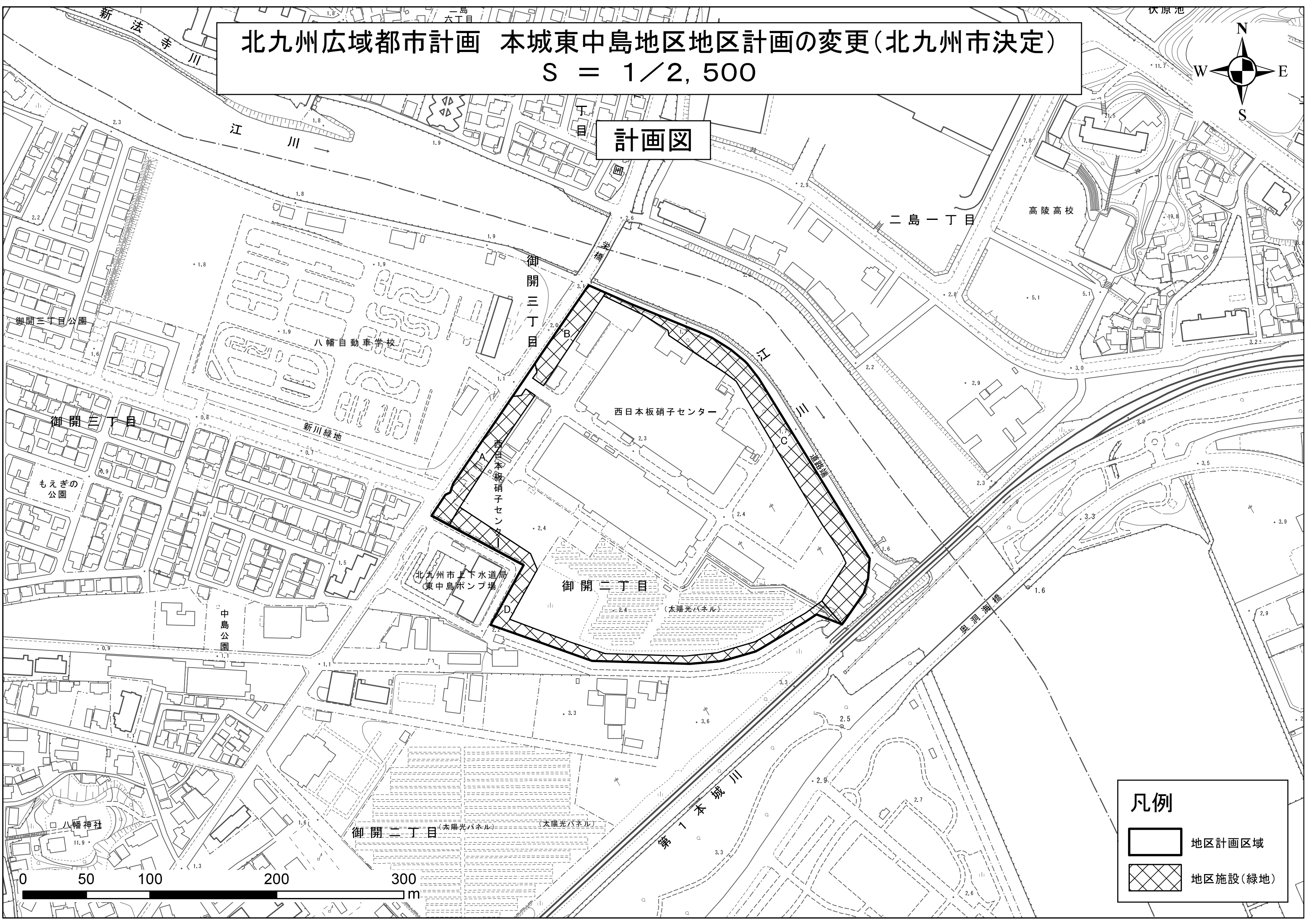
当初：平成3年12月11日告示 第432号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 本城東中島地区地区計画の変更(北九州市決定)



S = 1/2,500



計画図



凡例

-  地区計画区域
-  地区施設(緑地)

